

別表1 本件開示請求内容

諮問番号	決定課	本件開示請求内容		決定内容	本件一部開示決定	本件非開示決定	
522	教育庁人事部職員課	1	本件開示請求のうち、「指導力不足等教員に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報	平成21年度から平成23年度までのもの	一部開示	1	—
		2		平成19年度及び平成20年度のもの	非開示 (不存在)	—	1
523	教育庁人事部職員課	3	本件開示請求のうち、「業績評価に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報	平成20年度から平成22年度までのもの	一部開示	2	—
		4		平成19年度、平成23年度及び平成24年度のもの	非開示 (不存在)	—	2
524	東京都教職員研修センター研修部教育経営課	5	本件開示請求のうち、「指導力不足等教員に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報	—	一部開示	3	—
525	東京都〇〇学校経営支援センター経営支援室	6	本件開示請求のうち、「業績評価に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報	—	非開示 (不存在)	—	3
		7		本件開示請求のうち、「指導力不足等教員に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報			

諮問番号	決定課	本件開示請求内容		決定内容	本件一部開示決定	本件非開示決定	
526	東京都〇〇学校経営支援センター支所	8	本件開示請求のうち、「業績評価に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報	-	非開示 (不存在)	-	4
		9	本件開示請求のうち、「指導力不足等教員に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報	-			
527	東京都立〇〇高等学校	10	本件開示請求のうち、「業績評価に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報	平成19年度のもの	非開示 (不存在)	-	5
		11	本件開示請求のうち、「指導力不足等教員に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報	平成19年度のもの			
528	東京都立〇〇高等学校	12	本件開示請求のうち、「業績評価に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報	平成23年度及び平成24年度のもの	非開示 (不存在)	-	6
		13	本件開示請求のうち、「指導力不足等教員に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報	平成23年度及び平成24年度のもの			
529	東京都立〇〇高等学校	14	本件開示請求のうち、「業績評価に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報	平成20年度から平成22年度までのもの	非開示 (不存在)	-	7
		15	本件開示請求のうち、「指導力不足等教員に係るもの」として保有する書類に記録された異議申立人を本人とする保有個人情報	平成20年度から平成22年度までのもの			

別表2 本件一部開示決定1

	本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
1	指導力不足等教員の申請について(東京都都立〇〇高等学校教諭〇〇)(21教人職第〇〇号)	(ア)「指導力不足等教員の申請に係る調書」のうち、開示請求者以外の個人に関する情報 (イ)「指導の経過及び結果」のうち、開示請求者以外の個人に関する情報 (ウ)「指導力不足申請の追加資料」のうち、開示請求者以外の個人に関する情報	条例16条2号 当該部分の記載情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。	1
		(エ)「指導力不足等教員の申請について(21〇〇第〇〇号)」のうち、「学校経営支援センター所長の見解」 (オ)「指導力不足等教員の申請について(21〇〇第〇〇号)」のうち、「指導力不足等教員とする理由(校長の総合所見)」 (カ)「指導力不足等教員の申請に係る調書」のうち、校長及び副校長の所見 (キ)「指導の経過及び結果」のうち、校長及び副校長の所見並びに校長及び副校長以外の教職員に関する情報 (ク)「事実行為の評価」のうち、「細目の評価」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、学校経営支援センター所長、校長及び副校長等による評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、学校経営支援センター所長、校長及び副校長等が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
2	指導力不足等教員の認定に係る御意見について(依頼)(平成22年度 新規申請者分)(21教人職第〇〇号)	(ア)「あて先一覧」のうち、〇〇氏及び〇〇氏の連絡先 (イ)「あて先一覧」のうち、「保護者」の氏名、所属団体の役職名及び連絡先 (ウ)「意見聴取の面談予定一覧」のうち、〇〇氏の面談予定場所及び「保護者」の氏名 (エ)「意見書」のうち、住所及び印影 (オ)「意見書」のうち、保護者が記載した氏名	条例16条2号 当該部分の記載情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。	3
		(カ)「意見書」のうち、意見内容	条例16条6号 当該部分の記載情報は、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者等による意見内容である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、意見を述べる者が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件非開示情報
3 指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等について(諮問)(21教人職第〇〇号)	(ア)「指導力不足等教員の認定等にかかる専門的知識を有する者等からの意見聴取について」のうち、「保護者である者」の所属団体の役職名及び氏名	条例16条2号 当該部分の記載情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。	3
	(イ) 起案原議のうち、専門的知識を有する者等からの意見内容 (ウ)「指導力不足等教員の認定等にかかる専門的知識を有する者等からの意見聴取について」のうち、「意見内容」 (エ)「指導力不足等教員(新規申請者)に係る授業観察について」の中の次の情報 a「(1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、生徒に対する学習指導を適切に行うことができない事実等」 b「(2)指導方法が不適切であるため、生徒に対する学習指導を適切に行うことができない事実等」 c「(3)生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生活指導を適切に行うことができない事実等」 d「(4)教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない事実等」 e「(5)総合的意見(指導力不足の程度、特徴、改善の困難度など)」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者等及び授業観察者による意見内容、評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、意見を求められる者及び観察者が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
	(オ)「指導力不足等教員の申請について(21〇〇第〇〇号)」のうち、「学校経営支援センター所長の見解」 (カ)「指導力不足等教員の申請について(21〇〇第〇〇号)」のうち、「指導力不足等教員とする理由(校長の総合所見)」 (キ)「平成22年度指導力不足等教員に対する措置について」の中の次の情報 a「勤務状況」 b「19・20年度業績評価」のうち、相対評価 c「現状(教科等の専門性、指導方法、児童・生徒理解、校務分掌・対人関係等)」 d「校長の指導と所見」 e「教育委員会の対応と見解」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、学校経営支援センター所長、校長及び東京都教育委員会による評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、学校経営支援センター所長、校長及び東京都教育委員会が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
	(ク)「平成22年度指導力不足等教員の認定に係る判定対象者一覧表」のうち、「事務局案」 (ケ)「平成22年度指導力不足等教員に対する措置について」のうち、「事務局判定案」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会に諮問した措置案である。 当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。 このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。	4

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
4 指導力不足等教員の認定等にかかる専門的知識を有する者等からの意見聴取について(平成22年〇月〇日判定会配布資料)	(ア)「保護者である者」の所属団体の役職名及び氏名	条例16条2号 当該部分の記載情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。	3
	(イ)「意見内容」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者等による意見内容である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、意見を求められる者が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
5 指導力不足等教員の申請について(21〇〇第〇〇号) (平成22年〇月〇日判定会配布資料)	「学校経営支援センター所長の見解」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、学校経営支援センター所長による評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、学校経営支援センター所長が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
6 指導力不足等教員の申請について(21〇〇第〇〇号) (平成22年〇月〇日判定会配布資料)	「指導力不足等教員とする理由(校長の総合所見)」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、校長による評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、校長が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件非開示情報	
7	平成22年度指導力不足等教員に対する措置について (平成22年〇月〇日判定会配布資料)	(ア)「勤務状況」 (イ)「19・20年度業績評価」のうち、相対評価 (ウ)「現状(教科等の専門性、指導方法、児童・生徒理解、校務分掌・対人関係等)」 (エ)「校長の指導と所見」 (オ)「教育委員会の対応と見解」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、校長及び東京都教育委員会の評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、校長及び東京都教育委員会が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
		(カ)「事務局判定案」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会に諮問した措置案が記載されている。 当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。 このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。	4
8	指導力不足等教員(新規申請者)に係る授業観察について (平成22年〇月〇日判定会配布資料)	(ア)「(1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、生徒に対する学習指導を適切に行うことができない事実等」 (イ)「(2)指導方法が不適切であるため、生徒に対する学習指導を適切に行うことができない事実等」 (ウ)「(3)生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生活指導を適切に行うことができない事実等」 (エ)「(4)教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない事実等」 (オ)「(5)総合的意見(指導力不足の程度、特徴、改善の困難度など)」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、授業観察者による評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、観察者が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
9	平成22年度指導力不足等教員の認定に係る判定対象者一覧表(平成22年〇月〇日判定会配布資料)	(ア)「事務局案」 (イ)「研修期間案」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会に諮問した措置案が記載されている。 当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。 このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。	4

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
10 指導に課題がある教員及び指導が不適切である教員の認定等について(報告)(21指導力不足判定会第〇〇号)	「平成22年度指導力不足等教員の認定に係る判定対象者一覧表」のうち、「事務局案」及び「審査結果」	<p>条例16条6号</p> <p>当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会に諮問した措置案及び同判定会で審議した結果である。</p> <p>当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。</p> <p>このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	4
11 平成22年度指導力不足等教員の認定等について(21教人職第〇〇号)	「平成22年度指導力不足等教員の認定に係る判定対象者一覧表」のうち、「事務局案」及び「審査結果」	<p>条例16条6号</p> <p>当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会に諮問した措置案及び同判定会で審議した結果である。</p> <p>当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。</p> <p>このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	4
12 指導力不足等教員の申請について(報告)(東京都立〇〇高等学校教諭〇〇)(22教人職第〇〇号)	(ア)「指導力不足等教員の申請に係る調書」のうち、開示請求者以外の個人に関する情報 (イ)「指導力不足等教員の所属校の(指導力不足等教員指導向上)研修結果報告書」のうち、開示請求者以外の個人に関する情報	<p>条例16条2号</p> <p>当該部分の記載情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。</p>	1
	(ウ)「指導力不足等教員の申請について(22〇〇第〇〇号)」のうち、「学校経営支援センター所長の見解」 (エ)「指導力不足等教員の申請について(22〇〇第〇〇号)」のうち、「指導力不足等教員とする理由(校長の総合所見)」 (オ)「平成21年度 教育職員業績評価書(教諭用)」の中の次の情報 a「項目別評価(絶対評価)」及び「総合評価(絶対評価)」を除く「第一次評価」 b「特記事項」 (カ)「指導力不足等教員の申請に係る調書」のうち、校長及び副校長の所見 (キ)「指導力不足等教員の所属校の(指導力不足等教員指導向上)研修結果報告書」のうち、校長及び副校長の所見並びに校長、副校長及び主幹教諭以外の教職員に関する情報 (ク)「事実行為の評価」のうち、「細目の評価」	<p>条例16条6号</p> <p>当該部分の記載情報は、学校経営支援センター所長、校長及び副校長等による評価や所見等である。</p> <p>当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、学校経営支援センター所長、校長及び副校長等が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報	
13	指導力不足等教員の認定に係る御意見について(依頼) (平成23年度 新規分)(22教人職第〇〇号)	(ア)「あて先一覧」のうち、〇〇氏及び〇〇氏の連絡先 (イ)「あて先一覧」のうち、「保護者」の氏名、所属団体の役職名及び連絡先 (ウ)「意見聴取の面談予定一覧」のうち、〇〇氏の面談予定場所及び「保護者」の氏名 (エ)「意見書」のうち、住所及び印影 (オ)「意見書」のうち、保護者が記載した氏名	条例16条2号 当該部分の記載情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。	3
	(カ)「意見書」のうち、意見内容	条例16条6号 当該部分の記載情報は、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者等による意見内容である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、意見を述べる者が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2	



本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
14	平成22年度 指導に課題がある教員の研修成果の判定及び認定の解除について(22教人職第〇〇号)	<p>(ア)「平成22年度指導に課題がある教員の研修の成果及び認定の解除(案)」のうち、「理由」</p> <p>条例16条6号 当該部分の記載情報は、東京都教育委員会による指導に課題がある教員の研修成果の判定理由である。 当該情報は、校長や研修評価者等の評価や判断、意見を基にしているため、開示が前提となると、今後、これらの者が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2
	<p>(イ)「平成22年度指導に課題がある教員の研修の成果及び認定の解除(案)」のうち、「評定」</p> <p>(ウ)「平成23年度指導力不足等教員に対する措置について」の中の次の情報</p> <p>a「勤務状況」</p> <p>b「20・21年度業績評価」のうち、相対評価</p> <p>c「現状(教科等の専門性、指導方法、児童・生徒理解、校務分掌・対人関係等)」</p> <p>d「校長の指導と所見」</p> <p>e「教育委員会の対応と見解」</p> <p>(エ)「平成22年度 指導力不足等教員に対する研修(指導力不足等教員指導向上研修)評定表(総合)」の中の次の情報</p> <p>a「評定にかかわる事実・所見」</p> <p>b「評定」</p> <p>c「総合所見評定」</p>	<p>条例16条6号 当該部分の記載情報は、校長、東京都教育委員会及び研修センターによる評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、研修評価者等が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2
	(オ)「平成23年度指導力不足等教員に対する措置について」のうち、「事務局判定案」	<p>条例16条6号 当該部分の記載情報は、指導に課題がある教員の研修成果の判定案である。 当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。 このような決定過程における情報は、開示することになると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	4

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報	
15	平成22年度指導に課題がある教員の研修の成果について(通知)(22教人職第〇〇号)	(ア)「平成22年度指導に課題がある教員の研修の成果及び認定の解除(案)」のうち、「理由」	<p>条例16条6号</p> <p>当該部分の記載情報は、指導に課題がある教員の研修成果の判定に係る理由である。</p> <p>当該情報は、校長や研修評価者の評価や判断、意見を基にしているため、開示が前提となると、今後、これらの者が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2
		(イ)「平成22年度指導に課題がある教員の研修の成果及び認定の解除(案)」のうち、「評定」	<p>条例16条6号</p> <p>当該部分の記載情報は、研修センターによる研修結果に対する評価である。</p> <p>当該情報は、開示することが前提となると、今後、研修評価者が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件非開示情報
16	指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等について(諮問)(22教人職第〇〇号)	(ア)「指導力不足等教員の認定等にかかる専門的知識を有する者等からの意見聴取について」のうち、「保護者である者」の所属団体の役職名及び氏名 条例16条2号 当該部分の記載情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。	3
	(イ) 起案原議のうち、専門的知識を有する者等からの意見内容 (ウ)「指導力不足等教員の認定等にかかる専門的知識を有する者等からの意見聴取について」のうち、「意見内容」 (エ)「指導力不足等教員(新規申請者)に係る授業観察について」の中の次の情報 a「(1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、生徒に対する学習指導を適切に行うことができない事実等」 b「(2)指導方法が不適切であるため、生徒に対する学習指導を適切に行うことができない事実等」 c「(3)生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生活指導を適切に行うことができない事実等」 d「(4)教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない事実等」 e「(5)総合的意見(指導力不足の程度、特徴、改善の困難度など)」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者等及び授業観察者による意見内容、評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、意見を述べる者及び観察者が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
	(オ)「指導力不足等教員の申請について(22〇〇第〇〇号)」のうち、「学校経営支援センター所長の見解」 (カ)「指導力不足等教員の申請について(22〇〇第〇〇号)」のうち、「指導力不足等教員とする理由(校長の総合所見)」 (キ)「平成23年度指導力不足等教員に対する措置について」の中の次の情報 a「勤務状況」 b「20・21年度業績評価」のうち、相対評価 c「現状(教科等の専門性、指導方法、児童・生徒理解、校務分掌・対人関係等)」 d「校長の指導と所見」 e「教育委員会の対応と見解」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、学校経営支援センター所長、校長及び東京都教育委員会による意見や評価である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、学校経営支援センター所長、校長等が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある	2
	(ク)「平成23年度指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定対象者一覧表」のうち、「事務局案」 (ケ)「平成23年度指導力不足等教員に対する措置について」のうち、「事務局判定案」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会に諮問した措置案が記載されている。 当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。 このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。	4

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
17 指導力不足等教員の認定等にかかる専門的知識を有する者等からの意見聴取について(平成23年〇月〇日判定会配布資料)	(ア)「保護者である者」の所属団体の役職名及び氏名	条例16条2号 当該部分の記載情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものである。	3
	(イ)「意見内容」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者等による意見内容である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、意見を述べる者が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
18 指導力不足等教員の申請について(22〇〇第〇〇号)(平成23年〇月〇日判定会配布資料)	「学校経営支援センター所長の見解」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、学校経営支援センター所長による評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、学校経営支援センター所長が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
19 指導力不足等教員の申請について(22〇〇第〇〇号)(平成23年〇月〇日判定会配布資料)	「指導力不足等教員とする理由(校長の総合所見)」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、校長による評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、校長が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
20 平成23年度指導力不足等教員に対する措置について (平成23年〇月〇日判定会配布資料)	(ア)「勤務状況」 (イ)「20・21年度業績評価」のうち、相対評価 (ウ)「現状(教科等の専門性、指導方法、児童・生徒理解、校務分掌・対人関係等)」 (エ)「校長の指導と所見」 (オ)「教育委員会の対応と見解」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、校長及び東京都教育委員会の評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、校長等が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
	(カ)「事務局判定案」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会に諮問した措置案が記載されている。 当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。 このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。	4
21 指導力不足等教員(新規申請者)に係る授業観察について (平成23年〇月〇日判定会配布資料)	(ア)「(1)教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、生徒に対する学習指導を適切に行うことができない事実等」 (イ)「(2)指導方法が不適切であるため、生徒に対する学習指導を適切に行うことができない事実等」 (ウ)「(3)生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営や生活指導を適切に行うことができない事実等」 (エ)「(4)教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない事実等」 (オ)「(5)総合的意見(指導力不足の程度、特徴、改善の困難度など)」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、授業観察者による評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、観察者が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
22 平成23年度指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定対象者一覧表(平成23年〇月〇日判定会配布資料)	「事務局案」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会に諮問した措置案が記載されている。 当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。 このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。	4

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
23 指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等について(報告)(22〇〇第〇〇号)	(ア)「平成23年度指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定結果一覧」のうち、「事務局案」及び「備考」 (イ)「平成23年度指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定対象者一覧表」のうち、「事務局案」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会に諮問した措置案及び同判定会で審議した結果である。 当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。 このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。	4
24 平成23年度指導力不足等教員の認定等について(22教人職第〇〇号)	(ア)「平成23年度指導力不足等教員の認定者一覧表」のうち、「理由」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、指導力不足等教員の認定に係る理由である。 当該情報は、校長や研修評価者等の評価や判断、意見及び指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会の報告を基にしているため、開示が前提となると、今後、これらの者が誤解や摩擦が生じることをおそれ、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	2
	(イ)「平成23年度指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定結果一覧」のうち、「事務局案」及び「備考」	条例16条6号 当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会に諮問した措置案及び同判定会で審議した結果である。 当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。 このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。	4

本件対象保有個人情報		非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
25	平成23年度指導力不足等教員の認定等について(通知)(22教人職第〇〇号)	「平成23年度指導力不足等教員の認定者一覧表」のうち、「理由」	<p>条例16条6号</p> <p>当該部分の記載情報は、指導力不足等教員の認定に係る理由である。</p> <p>当該情報は、校長や研修評価者等の評価や判断、意見及び指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会の報告を基にしているため、開示が前提となると、今後、これらの者が誤解や摩擦が生じることをおそれ、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2
26	平成23年度 指導力不足教員指導改善研修及び指導力不足教員指導向上研修受講者への通知について(22教人職第〇〇号)	「平成23年度指導力不足等教員の認定者一覧表」のうち、「理由」	<p>条例16条6号</p> <p>当該部分の記載情報は、指導力不足等教員の認定に係る理由である。</p> <p>当該情報は、校長や研修評価者等の評価や判断、意見及び指導が不適切である教員及び指導に課題がある教員の認定等に係る判定会の報告を基にしているため、開示が前提となると、今後、これらの者が誤解や摩擦が生じることをおそれ、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2
27	平成23年度 指導が不適切である教員の観察授業等について(依頼)(23〇〇第〇〇号)	<p>(ア)「あて先」及び起案本文のうち、案4の氏名</p> <p>(イ)別紙「派遣する委員」のうち、下段の委員の氏名</p> <p>(ウ)(案4)のうち、宛先氏名</p> <p>(エ)「指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会委員名簿」のうち、下段の委員の氏名</p>	<p>条例16条2号</p> <p>当該部分の記載情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。</p>	3

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報	
28	指導力不足等教員の申請について(継続)(都立〇〇高等学校教諭〇〇)(23教人職第〇〇号)	<p>(ア)「指導力不足等教員の申請に係る調書」のうち、開示請求者以外の個人に関する情報  (イ)「指導力不足等教員の所属校の(指導改善)研修結果報告書」のうち、開示請求者以外の個人に関する情報</p> <p>(ウ)「指導力不足等教員の申請について(23〇〇第〇〇号)」のうち、「学校経営支援センター所長の見解」  (エ)「指導力不足等教員の申請について(23〇〇第〇〇号)」のうち、「指導力不足等教員とする理由(校長の総合所見)」  (オ)「平成22年度 教育職員業績評価書(教諭用)」の中の次の情報  a「項目別評価(絶対評価)」及び「総合評価(絶対評価)」を除く「第一次評価」  b「特記事項」  (カ)「指導力不足等教員の申請に係る調書」のうち、校長及び副校長の所見  (キ)「事実行為の評価」のうち、「細目の評価」  (ク)「指導力不足等教員の所属校における(指導改善)研修結果の報告について」のうち、研修結果の概要と校長の見解  (ケ)「指導力不足等教員の所属校の(指導改善)研修結果報告書」のうち、校長及び副校長の所見並びに校長、副校長及び主幹教諭以外の教職員に関する情報  (コ)「平成23年度 指導力不足等教員に対する研修評定表(第2期)」の中の次の情報  a「評定にかかわる事実」  b「評定」  c「総合所見評定」</p>	<p>条例16条2号  当該部分の記載情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある。</p> <p>条例16条6号  当該部分の記載情報は、学校経営支援センター所長、校長及び副校長等による評価や所見等である。  当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、学校経営支援センター所長、校長及び副校長等が自らの率直な意見や評価を記入することができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	1
29	指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会の開催について(通知)(平成23年度 第〇〇回)(事務連絡)	「指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会委員名簿」のうち、下段の委員の氏名	<p>条例16条2号  当該部分の記載情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。</p>	3



本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件非開示情報	
30	指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査について(諮問)(平成23年度 第〇〇回)(23教人職第〇〇号)	(ア)「平成23年度指導が不適切である教員の認定の解除等について(案)」のうち、「評定」及び「備考」	<p>条例16条6号</p> <p>当該部分の記載情報は、校長、研修センター及び東京都教育委員会による評価や所見等である。</p> <p>当該情報は、開示することが前提となると、今後、校長、研修評価者等が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2
		(イ)「平成23年度 指導力不足教員に対する研修(指導力不足等教員指導向上研修)評定表(総合)」の中の次の情報 a「評定にかかわる事実・所見」 b「評定」 c「総合所見評定」	<p>条例16条6号</p> <p>当該部分の記載情報は、研修センターによる研修結果に対する評価である。</p> <p>当該情報は、研修評価者の評価や判断、意見を基にしているため、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、これらの者が自らの率直な意見や評価を述べることができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2
		(ウ)「平成23年度指導力不足等教員に対する措置について」の中の次の情報 a「勤務状況」 b「22年度業績評価のうち、相対評価」 c「現状(教科等の専門性、指導方法、児童・生徒理解、校務分掌・対人関係等)」 d「校長の指導と所見」 e「教育委員会の対応と見解」 (エ)「平成23年度指導が不適切である教員の認定の解除等について(案)」のうち、「評定欄」	<p>条例16条6号</p> <p>当該部分の記載情報は、校長、研修センター及び東京都教育委員会による評価や所見等である。</p> <p>当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、校長、研修評価者等が自らの率直な意見や評価を述べるができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2
		(オ)「平成23年度指導力不足等教員に対する措置について」のうち、「事務局判定案」 (カ)「平成23年度指導が不適切である教員の認定の解除等について(案)」のうち、指導の改善の程度に関する認定の案	<p>条例16条6号</p> <p>当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会に諮問した措置案が記載されている。</p> <p>当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。</p> <p>このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	4

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件非開示情報
31 平成23年度指導が不適切である教員の認定の解除等について(案)(平成24年〇月〇日審査会配布資料)	(ア)「評定」及び「備考」	<p>条例16条6号            当該部分の記載情報は、研修センター及び東京都教育委員会による評価や所見等である。            当該情報は、開示することが前提となると、今後、研修評価者等が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2
	(イ) 認定の改善の程度に関する認定の案	<p>条例16条6号            当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会に諮問した措置案が記載されている。            当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。            このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	4
32 平成23年度指導力不足等教員に対する措置について(平成24年〇月〇日審査会配布資料)	(ア)「平成23年度指導力不足等教員に対する措置について」の中の次の情報 a「22年度業績評価」のうち、相対評価 b「研修の総合評定」 c「現状(教科等の専門性、指導方法、児童・生徒理解、校務分掌・対人関係等)」 d「校長の指導と所見」 e「教育委員会の対応と見解」	<p>条例16条6号            当該部分の記載情報は、校長、研修センター及び東京都教育委員会による評価や所見等である。            当該情報は、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、校長、研修評価者等が自らの率直な意見や評価を述べることができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2
33 平成23年度 指導力不足教員に対する研修(指導力不足教員指導改善研修)評定表(総合)(平成24年〇月〇日審査会配布資料)	(ア)「評定にかかわる事実・所見」 (イ)「評定」 (ウ)「総合所見評定」	<p>条例16条6号            当該部分の記載情報は、研修センターによる研修結果に対する評価である。            当該情報は、研修評価者の評価や判断、意見を基にしているため、開示することが前提となると、今後、指導力不足等教員の認定等に関して、これらの者が自らの率直な意見や評価を述べることができなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
34	指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査について(報告)(平成23年度 第〇〇回)(23〇〇第〇〇号)	<p>(ア) 起案本文中、「4 出席委員」のうち、最後の委員の氏名 (イ) 「指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会委員名簿」のうち、下段の委員の氏名</p> <p>条例16条2号 当該部分の記載情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。</p> <p>(ウ) 「平成23年度指導が不適切である教員の認定の解除等について審査結果一覧」及び「指導が不適切である教員の認定の解除等について(案)」のうち、「評定」及び「備考」</p> <p>条例16条6号 当該部分の記載情報は、研修センター及び東京都教育委員会による評価や所見等である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、研修評価者等が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(エ) 「平成23年度指導が不適切である教員の認定の解除等について 審査結果一覧」及び「指導が不適切である教員の認定の解除等について(案)」のうち、指導の改善の程度に関する認定の案 (オ) 「平成23年度指導が不適切である教員の認定の解除等について 審査結果一覧」のうち、「審査結果」</p> <p>条例16条6号 当該部分の記載情報は、東京都教育委員会から指導が不適切である教員の認定の解除等に関する審査委員会に諮問した措置案及び同審査会で審査した結果である。 当該情報は、最終決定ではなく、決定過程における情報である。 このような決定過程における情報は、開示することとなると、指導力不足等教員の決定過程が明らかになり、指導力不足等教員の措置に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	3
35	平成23年度 指導が不適切である教員の指導の改善の程度に関する認定について(23教人職第〇〇号)	<p>(ア) 「研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認定する者」のうち、以下の項目 a「評定」 b「備考」 c「認定理由」</p> <p>条例16条6号 当該部分の記載情報は、研修センター及び東京都教育委員会による評価や所見である。 当該情報は、開示することが前提となると、今後、研修評価者等が誤解や摩擦が生じることをおそれて、当たり障りのない評価や判断、意見を述べることとなるおそれがあり、その結果、指導力不足等教員の認定等に関して、正確かつ率直な意見の聴取ができなくなり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	2

別表3 本件一部開示決定2

	本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
36	<p>平成20年度から平成22年度までの教職員業績評価書</p> <p>教育職員の職務遂行上の能力及び情意並びに実績について、公正かつ客観的に評価し、その結果を教育職員の指導育成に活用するとともに、給与、昇任その他の人事管理に適切に反映させるために行うものであり、教育職員の資質・能力の向上及び学校組織の活性化を目的としている。</p>	<p>「項目別評価(絶対評価)及び総合評価(絶対評価)を除く第一次評価」 「特記事項」 「最終評価者職氏名を除く教育委員会評価(相対評価)」</p>	<p>条例16条6号 当該部分を開示することが前提となると、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。</p>	5

※ 下段は、本件対象保有個人情報が記録されている文書の性質に係る説明である。

別表4 本件一部開示決定3

	本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
37	<p>平成22年度及び平成23年度 指導力不足等教員に対する研修評定表</p> <p>「評定表」は、研修の結果に対する評価として、受講者の研修への意欲・態度及び資質・能力の向上について、1年間を第1期、第2期、総合、第3期に分けて、総合的に評価したものである。</p> <p>評価の結果は、教育庁人事部長及び受講者の所属校を所管する区市町村教育委員会又は受講者の所属する都立学校の校長に通知している。</p>	<p>「評定にかかわる事実」欄、「評定」欄、「総合所見・評定」欄</p>	<p>条例16条6号</p> <p>指導力不足等教員に関する研修に係る所見や評価であり、本人に開示することで、請求者本人の研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがある。</p> <p>また、本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがある。</p>	6

本件対象保有個人情報	非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
38 平成22年度及び平成23年度 指導力不足等教員に対する研修			
<p>①授業力分析授業の記録・授業力分析評価シート</p> <p>授業力分析授業は、4月に受講者が、学習指導要領、年間指導計画等に基づく学習指導案を自分の力で作成し、所属校で授業を実施することで、指導計画から授業実施までにおける課題について、自己認識するものである。</p> <p>「記録」は、研修センターの指導主事等が、観察者として、教科の専門知識、指導方法、授業における児童・生徒理解等の三つの観点について記載したものである。</p> <p>また、「評価シート」は、この三つの観点をそれぞれ5項目に分けて、4段階の評価をしたものである。</p>	<p>「具体的な事実(教員の言動と児童・生徒の状況)と課題」欄、シートの評定欄</p>	<p>条例16条6号</p> <p>指導力不足等教員に関する研修に係る所見や評価であり、本人に開示することで、請求者本人の研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがある。</p> <p>また、本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがある。</p>	6
<p>②事前授業の記録(前期、後期)</p> <p>事前授業は、5月及び10月に研修センターにおいて、指導主事等を児童・生徒役に見立て、受講者が観察授業を想定したシミュレーションを行い、学習指導案等の改善を図るものである。</p> <p>「記録」は、上記①の「記録」と同様に指導主事等が、観察者として、三つの観点及びその他について記載したものである。</p>	<p>「教科の専門的知識等にかかわる事実」をはじめとした各項目の記述内容</p>	<p>条例16条6号</p> <p>指導力不足等教員に関する研修に係る所見や評価であり、本人に開示することで、請求者本人の研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがある。</p> <p>また、本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがある。</p>	6
<p>③観察授業 研修の記録(前期、後期)・授業評価シート</p> <p>観察授業は、6月及び11月に、受講者が作成した学習指導案を、研修センターの指導主事等が指導・助言を行い、所属校を会場としてその指導を受けた学習指導案に基づいた授業を通して、児童・生徒の実態に応じた指導方法の適否を検証するものである。</p> <p>「記録」は、上記①の「記録」と同様に指導主事等が、観察者として、三つの観点について記載するほか、5段階の総合評価をしたものである。</p> <p>また、「授業評価シート」は、上記①の「評価シート」と同様に、三つの観点をそれぞれ5項目に分けて、4段階の評価をしたものである。</p> <p>なお、観察者の一部に、委託契約により民間会社が観察者として加わっている。</p>	<p>〇〇の観察者氏名、印影</p>	<p>条例16条2号</p> <p>開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。</p>	7
<p>④ 成果分析授業 研修の記録・授業評価シート</p> <p>成果分析授業は、9月及び1月に、所属校を会場として受講者が指導を受けず自力で作成した学習指導案による授業を通して、研修の成果を検証するものである。</p> <p>「記録」は、上記①の「記録」と同様に指導主事等が、観察者として、三つの観点について記載するほか、5段階の総合評価をしたものである。</p> <p>また、「授業評価シート」は、上記①の「評価シート」と同様に、三つの観点をそれぞれ5項目に分けて、4段階の評価をしたものである。</p>	<p>「事実内容」欄、「評価」欄、シートの評定欄</p>	<p>条例16条6号</p> <p>指導力不足等教員に関する研修に係る所見や評価であり、本人に開示することで、請求者本人の研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがある。</p> <p>また、本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがある。</p>	6
<p>④ 成果分析授業 研修の記録・授業評価シート</p> <p>成果分析授業は、9月及び1月に、所属校を会場として受講者が指導を受けず自力で作成した学習指導案による授業を通して、研修の成果を検証するものである。</p> <p>「記録」は、上記①の「記録」と同様に指導主事等が、観察者として、三つの観点について記載するほか、5段階の総合評価をしたものである。</p> <p>また、「授業評価シート」は、上記①の「評価シート」と同様に、三つの観点をそれぞれ5項目に分けて、4段階の評価をしたものである。</p>	<p>「事実内容」欄、「評価」欄、シートの評定欄</p>	<p>条例16条6号</p> <p>指導力不足等教員に関する研修に係る所見や評価であり、本人に開示することで、請求者本人の研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがある。</p> <p>また、本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがある。</p>	6

本件対象保有個人情報		非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
39	平成22年度及び平成23年度 指導力不足等教員に対する研修受講者への論文指導記録  論文指導は、受講者が講義等で学んだ学習指導や生活指導上の課題等について、小論文の作成を行い、課題解決の方策を考えるものである。「論文指導記録」は、研修センターの教授が行った個別指導の内容、及び3段階の評価を記載したものである。	「指導内容」欄のうち所見及び所見を含む記述、「評価」欄	条例16条6号 指導力不足等教員に関する研修に係る所見や評価であり、本人に開示することで、請求者本人の研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがある。 また、本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがある。	6
40	【指導力不足等教員に対する研修】平成22年度及び平成23年度 記録用紙  「記録用紙」は、指導力不足等教員に対する研修の他の受講者と合同で、講義を受け、演習を行った時に見られた、顕著な事実及び所見を、受講者ごとに記録したものである。	「〇〇教諭」欄	条例16条6号 指導力不足等教員に関する研修に係る所見や評価であり、本人に開示することで、請求者本人の研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがある。 また、本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがある。	6
41	平成22年度及び平成23年度 指導力不足等教員に対する研修受講者・面接表  「受講者・面接表」は、研修センター教授が、受講者から個別に自己の課題分析と課題解決に向けた聞き取りを行い、指導・助言した内容及び所見を記録したものである。	「聞き取り内容」欄のうち所見及び所見を含む記述、「所見」欄、平成23年度分の「教授からの指導」欄及び「受講者の反応」欄	条例16条6号 指導力不足等教員に関する研修に係る所見や評価であり、本人に開示することで、請求者本人の研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがある。 また、本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがある。	6
42	研修についての助言  「研修についての助言」は、研修センター教授が受講者と面接し、指導・助言及び所見を記録したものである。	「2 指導・助言等」欄	条例16条6号 指導力不足等教員に関する研修に係る所見や評価であり、本人に開示することで、請求者本人の研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがある。 また、本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがある。	6
43	指導力不足教員指導改善研修 研修記録  「研修記録」は、受講者が研修センター内での所属課において、指導主事から指導を受けた内容を記録したものである。	生徒の氏名及び実態に関する記述	条例16条2号 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。	8
		所見及び所見を含む記述	条例16条6号 指導力不足等教員に関する研修に係る所見や評価であり、本人に開示することで、請求者本人の研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがある。 また、本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがある。	6

本件対象保有個人情報		非開示部分	非開示条項及び非開示理由	本件 非開示 情報
44	平成22年度及び平成23年度 指導力不足等教員に対する研修 観察授業協議会・指導等記録	生徒の名前	条例16条2号 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。	8
	「観察授業協議会・指導等記録」は、観察授業等を観察した後に実施される協議会において、観察者が受講者に指導した内容、及び受講者が退出した後に行われた受講者の評価に係る情報交換を記録したものである。	「4その他(受講者の指導に対する反応等)」欄、「6情報交換」欄	条例16条6号 指導力不足等教員に関する研修に係る所見や評価であり、本人に開示することで、請求者本人の研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがある。 また、本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがある。	6
45	指導力不足等教員の所属校における(指導力不足教員指導向上)研修結果の報告について  「研修結果の報告」は、所属校における研修の結果の概要と校長の見解を、研修センターに報告したものである。附属文書として、研修の指導経過・結果を記録した資料、受講者の行った授業に関する生徒のアンケート結果等が添付されている。	生徒の実態に関する記述	条例16条2号 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。	8
		教員及び団体所属者の氏名	条例16条2号 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものである。	9
		所見及び所見を含む記述	条例16条6号 指導力不足等教員に関する研修に係る所見や評価であり、本人に開示することで、請求者本人の研修の最終評価等につながる判断等の過程が明らかになるおそれがある。 また、本人に開示されることを前提とすると、率直な記載を躊躇するなどして、公正な判断に影響を及ぼすおそれがあり、適正な研修運営に支障を来すおそれがある。	6
		関係教員等からの報告等に関する記述、生徒アンケート結果	条例16条6号 開示されることにより、対象者との誤解や摩擦が生じることをおそれて生徒・教員等からの率直な意見の表明がされず、当たり障りのない記載になり、正確な情報が得られなくなるなど、所属校における研修に関する指導事務及び人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。	10

※ 下段は、本件対象保有個人情報が記録されている文書の性質に係る説明である。



別表5 本件非開示情報のうち開示すべき部分

本件 非開示 情報	本件対象 保有個人 情報	開示すべき部分
3	2及び13	<p>「あて先一覧」のうち、〇〇氏の連絡先として記録されている弁護士事務所の所在地</p> <p>「意見聴取の面談予定一覧」のうち、弁護士である〇〇氏の面談予定場所</p>
6	39	<p>「指導内容」欄のうち、異議申立人に対する指導内容である以下の部分</p> <p>(1枚目)26行目、27行目</p> <p>(2枚目)7行目から12行目まで、26行目、27行目</p> <p>(3枚目)10行目の14文字目以降、12行目、13行目、15行目、16行目の33文字目まで、17行目の30文字目以降、18行目、29行目から31行目まで</p> <p>(5枚目)8行目から10行目まで、12行目、13行目、15行目から17行目まで</p> <p>(7枚目)9行目の23文字目以降、10行目、15行目、16行目、24行目の8文字目以降、29行目から31行目まで</p> <p>(10枚目)10行目、11行目、14行目の17文字目以降、15行目、17行目の19文字目以降、18行目、25行目、26行目、28行目の7文字目以降、29行目、31行目の18文字目以降、32行目、34行目の8文字目以降</p> <p>(11枚目)29行目、30行目</p> <p>(13枚目)8行目から11行目まで、13行目から15行目まで、17行目、18行目、25行目、26行目、28行目、29行目、31行目から33行目まで</p> <p>(14枚目)11行目の43文字目以降、12行目、18行目、19行目</p>

本件 非開示 情報	本件対象 保有個人 情報	開示すべき部分
6	41	<p>「教授からの指導」欄のうち、異議申立人に対する指導内容である以下の部分</p> <p>(3枚目)22行目、23行目</p> <p>(4枚目)25行目、26行目</p> <p>(7枚目)7行目、8行目の19文字目まで、9行目から11行目まで、20行目から26行目まで</p> <p>(8枚目)21行目、22行目、25行目から27行目まで</p> <p>(9枚目)34行目から39行目まで</p> <p>(10枚目)1行目から4行目まで、6行目から8行目まで</p> <p>(13枚目)6行目から20行目まで</p>
	43	全て
	44	全て
8	45	<p>生徒の実態に関する記述のうち、以下の部分</p> <p>(48枚目)36行目、37行目</p> <p>(50枚目)5行目</p>